

第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画

令和6年(2024年)3月

群 馬 県

目次

第1 基本的考え方	
1 策定の趣旨	1
2 目標	1
3 計画の性格	1
4 計画の位置付け	1
5 推進期間	2
6 目標達成のための指標	2
7 推進体制	2
8 持続可能な開発目標（S D G s）への対応	3
第2 人権教育・啓発の推進について	
1 重要課題における人権教育・啓発の推進	5
(1) 女性	5
(2) 子どもたち	8
(3) 高齢者	10
(4) 障害のある人たち	12
①身体障害・知的障害	12
②精神障害	14
(5) 同和問題	18
(6) 外国籍の人たち	21
(7) H I V感染者等の人たち	24
(8) ハンセン病元患者の人たち	26
(9) 犯罪被害者等	28
(10) インターネットによる人権侵害	30
(11) 性的少数者の人たち	32
(12) 刑を終えて出所した人たち	35
(13) 北朝鮮による拉致被害者	37
(14) その他の人権問題	38
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	39
(1) 家庭	39
(2) 地域社会	40
(3) 学校等	41
(4) 企業・団体等	43
3 人権に關係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発	44
(1) 教職員・社会教育関係者	44
(2) 医療・保健福祉関係者	45
(3) 警察・行政・消防職員	45
(4) マスメディア関係者	46
4 人材の養成、カリキュラム、教材、手法の開発	48
5 国、市町村、企業、関係団体、ボランティア等との連携	49
関連資料	50
1 世界人権宣言	51
2 日本国憲法（抜粋）	58
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
4 群馬県人権施策推進会議 設置要綱	63
5 群馬県人権教育・啓発推進懇談会 設置要綱	65
6 群馬県人権教育・啓発推進懇談会 委員名簿	67

第1 基本的考え方

1 策定の趣旨

群馬県では、平成12年（2000年）5月に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現をめざし、平成12（2000）年度から平成16（2004）年度までの5年間にわたり、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進しました。

さらに、行動計画の成果と課題を踏まえ、平成17（2005）年度以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定・推進してきました。

この結果、重要課題として盛り込んだ各人権課題に対する正しい理解、認識はある程度進んできましたが、人権問題の多様化・複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

そこで、今回、新たな課題を含め、人権問題に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くことを目的として、「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定するものです。

2 目標

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え方・行動をとることができると社会の実現をめざします。

3 計画の性格

この計画は、行動計画策定の趣旨、目標を踏まえ、本県が実施する人権教育・啓発の推進及び県行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示すものです。

4 計画の位置付け

(1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月施行)」及び「(国)人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定)」を踏まえた計画。

※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(第5条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (2) 「新・群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別計画
- (3) 「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」の後継計画

5 推進期間

推進期間は、令和6年度から令和15年度までとします。

ただし、推進期間内であっても、社会情勢等の変化を踏まえて隨時、見直しを行うものとします。

6 目標達成のための指標

人権教育・啓発を推進する上で、計画的に進めることが重要であることから、第2次基本計画からは人権施策の推進に係る目標指標を新たに設定しています。

推進指標	令和4年度	令和14年度
基本的人権が守られていると思う人の割合	73.6% (※)	80%

※令和4年度 人権問題に関する県民意識調査

7 推進体制

- (1) 「群馬県人権施策推進会議」を中心に、国、市町村、関係団体、企業、マスメディア、NPO、ボランティア団体などと緊密な連携、相互協力を図りながら、総合的にこの計画を推進します。
- (2) 地域、家庭等において人権教育・啓発を進めるNPO、ボランティア団体等の活動に対しては、積極的に協力、支援を行います。
- (3) 計画推進状況等について、「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」により、幅広く意見等を取り入れ、効果的に計画が推進できるよう図るとともに、広報媒体を通じて広く公開し、県民の皆さんの意見を反映した計画推進に努めます。
- (4) 本県における諸施策の推進にあたっては、この計画の策定の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。

8 持続可能な開発目標（S D G s）への対応

持続可能な開発目標〔 S D G s (エスティーディージーズ) (Sustainable Development Goals)〕については、平成 27 年（2015 年）9 月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、すべての人が幸せに暮らせる世界をつくるために国際連合で採択された 2030 年までの世界共通の目標です。

人間、地球及び繁栄のための行動計画として、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットが示されています。先進国も発展途上国も含むすべての国に適用され、日本でも積極的に取り組んでいます。

また、県では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村・企業・大学・N P O ・県民等と一体となって S D G s を推進するため、令和元年（2019 年）10 月、「ぐんま S D G s イニシアティブ」の宣言を行いました。

本計画は、県民の皆さんにとって、“群馬県”が安全・安心で暮らしやすい地域となるよう、「S D G s」の達成のための取組としても推進していきます。



【「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」とSDGs目標の対応】

個別重要人権課題	SDGs目標						
(1) 女性							
(2) 子どもたち							
(3) 高齢者							
(4) 障害のある人たち							
(5) 同和問題							
(6) 外国籍の人たち							
(7) HIV感染者等の人たち							
(8) ハンセン病元患者の人たち							
(9) 犯罪被害者等							
(10) インターネットによる人権侵害							
(11) 性的少数者の人たち							
(12) 刑を終えて出所した人たち							
(13) 北朝鮮による拉致被害者							
(14) その他の人権問題							

第2 人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

(1) 女性

ア 現状と課題

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女性の人権問題を解決するための様々な取り組みが進められてきました。また、昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年、昭和 51 年（1976 年）に始まる国連婦人の 10 年、昭和 54 年（1979 年）の女子差別撤廃条約の採択といった国連における一連の動きのなかで、国際社会における取り組みの影響を強く受けつつ施策の展開が図られるようになりました。昭和 60 年（1985 年）の女子差別撤廃条約の批准と前後して「国籍法」の改正により国籍取得に関する父母両系主義が採用され、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」が制定されたのにはこのような背景があります。

こうした様々な取り組みにも関わらず、職場等における女性に対する差別的取り扱いや配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV））等の存在からも明らかなように、女性の人権問題は解決までには至っていません。一方、近年の少子高齢化の進展や経済活動の成熟化等社会経済情勢の急速な変化に対応するためには、男女が互いにその人権を尊重しつつも責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題であるとの認識が強まり、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

男女共同参画社会を実現するための最大の障害である女性に対する暴力への対応については、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定され、各都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」が設置されたほか、被害者救済のための「保護命令制度」が創設されました。DV 防止法はその後も社会情勢の変化に対応して一部改正され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や「保護命令制度」の拡充等、被害者を支援するための制度を一層充実させています。

また、法に基づき策定された「男女共同参画基本計画」では、政策領域目標として各都道府県にワンストップ支援センターを設置することを明記し、性暴力被害者の心身の負担軽減や早期の健康回復、被害の潜在化の防止を図ることとしています。

平成 27 年（2015 年）には、働くことを希望する女性がその個性と能力を十分に発揮

して活躍できるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、常用労働者 101 人以上の企業に対し、「事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。

一方、コロナ禍において顕在化した女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定した、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和 4 年（2022 年）に成立しました。

本県では、昭和 54 年（1979 年）に女性問題を担当する専任組織が設置され、世界行動計画、国内行動計画策定の流れを受けて、昭和 55 年（1980 年）4 月に「新ぐんま婦人計画」を策定しました。その後国の動向を踏まえて、平成 5 年（1993 年）3 月に平成 12（2000）年度までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を策定し、平成 13 年（2001 年）には男女共同参画社会基本法に基づき、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、女性問題解決のための各種施策を推進してきました。平成 15 年（2003 年）には DV 被害女性の相談を受け付ける「女性相談支援室」を開設、現在は「女性相談センター」と名称を変更し、相談業務を行っています。平成 16 年（2004 年）には男女共同参画社会基本法の基本理念を尊重しつつ県独自の取り組みを定めた「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

こうした様々な取り組みを行っていますが、女性に対する差別がなくなったとは言えません。これは、男女共同参画社会の理念が人々に十分浸透していないことが一つの原因であると考えられます。

また、女性に対する暴力について、県では平成 17（2005）年度、DV 対策推進計画を策定し、配偶者等からの暴力による人権侵害の根絶に向けた各種施策を推進しています。国、自治体、ボランティア団体等による啓発活動により、DV の犯罪性についての認識が深まっていますが、被害女性は依然として後を絶ちません。啓発活動と被害者支援対策などの一層の充実が求められています。DV 加害者への教育、啓発も大きな課題であり、DV 防止法でも加害者更正に関する調査研究の推進が規定されています。

性暴力被害者を支援するためのワンストップ支援センターについては、平成 27 年（2015 年）に「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を開設し、性暴力被害に遭った女性などからの相談にあたっています。

また、困難を抱える女性への支援について、県では令和5（2023）年度に「困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定し、計画に基づき各種施策を推進します。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に対する県民意識調査」で、「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてでしょうか」という問いに対し、「痴漢行為」という回答が44.7%で最も高く、次いで「家庭内の夫から妻へのDV」（41.5%）、「職場における性的いやがらせ」（40.1%）の順で多く、それぞれ前回よりも5ポイントほど高くなっています。男女共同参画を実現するため、さらに女性の人権の向上に向けて取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めていきます。

（生活こども課）

- （ア）男女共同参画社会における理念の一層の普及に向けた各団体等との連携
- （イ）男女共同参画の推進のための普及・啓発
- （ウ）各市町村及び事業者との連携による男女共同参画の推進
- （エ）女性に対する暴力根絶のための啓発活動の推進と被害者支援体制の強化
- （オ）困難な問題を抱える女性への支援体制の強化

ウ 主な関係法令・計画等

- （ア）男女共同参画社会基本法
- （イ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
- （ウ）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- （エ）群馬県男女共同参画推進条例
- （オ）群馬県男女共同参画基本計画
- （カ）ぐんまDV対策推進計画
- （キ）困難な問題を抱える女性への支援計画

(2) 子どもたち

ア 現状と課題

県内の児童相談所が扱った相談件数は、令和4（2022）年度においては12,047件であり、近年は年々複雑・多様化する傾向にあります。少子化や核家族化、さらには情報化の著しい進展により、人々の価値観や生活様式が大きく変化する中、養育者の不安定な就労状況等を原因として児童の養育が困難となるケースや、家庭不和を理由とする相談の件数が増加するなど、家庭における子どもの生育環境にも大きな影響が出ています。児童相談所における相談件数のうち、児童虐待に係る相談件数は、令和4（2022）年度において1,977件と、集計を始めた平成12（2000）年度以降で2番目に高い水準となっており、今後も増加傾向が続くと考えられます。

「児童憲章」では「すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。」とされています。

児童虐待は子どもの健全な成長を阻害するもので、「児童憲章」で保障されている児童の権利を侵害するものです。前述のとおり、平成12年（2000年）11月の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行以降、県内の児童相談所が扱った虐待相談件数は増加傾向にあります。また、小学生や乳児を含めた就学前の児童への虐待相談が多いことも特徴です。本来なら両親からの愛情を一身に受け育てられるべき幼少期に、家庭内で虐待を受けることは子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。母子保健事業や「女性に対する暴力をなくす運動」と連携した発生予防体制の確立、ネットワークの充実による早期発見と早期対応、再発の防止と継続的な支援というトータルな取り組みが重要です。

児童養護施設等においても家庭的な養護が重視され、ケアの小規模化が図られるとともに、職員体制の充実により入所児童と家庭への支援の強化が進められています。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「子どもたちの人権問題で特にひどいと思うもの」について尋ねたところ、「親からの虐待」という回答が53.1%と最も多く、以下、「児童・生徒の不当な仲間はずれや差別的扱い」（49.9%）、「学校や部活動などのリンチ、シゴキ」（23.4%）といった回答が続いています。

子どもの人権を擁護し、健全な成長を促すため、虐待やいじめの防止や早期発見、関係機関との連携強化の必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めていきます。

- (ア) 子育ての不安や悩みに対応する相談体制の整備（児童福祉・青少年課）
- (イ) 関係機関等と連携した児童虐待の発生予防から早期発見、保護、自立支援までの切れ目ない児童虐待対策の充実（児童福祉・青少年課）
- (ウ) 「家庭養育優先原則」に基づく里親委託の推進（児童福祉・青少年課）
- (エ) いじめ防止のための啓発活動の実施及び関係機関との連携（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
- (オ) 児童生徒主体のいじめ防止活動の推進（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 児童虐待の防止等に関する法律
- (イ) 群馬県青少年健全育成条例
- (ウ) ぐんまの家庭教育応援条例
- (エ) 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例
- (オ) 群馬県社会的養育推進計画
- (カ) ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020

(3) 高齢者

ア 現状と課題

本県の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、約191万人であり、そのうち65歳以上人口は約58万人で、高齢化率は過去最高の30.4%の4人に1人以上が高齢者という状況になっています。

高齢化は、今後も早いスピードで進むと思われ、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には本県の高齢者人口が約59万人になると推計されており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加も見込まれています。

さらにその先を展望すると、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がおよそ61万人に、高齢化率は37.7%に増加し、高齢人口がピークを迎えることなどから、より一層地域の実情に応じた介護サービスの提供体制が必要となっています。

こうした中で、令和2年（2020年）6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和22年（2040年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

今後は、包括的な支援体制の構築等とあわせて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要となります。

令和4（2022）年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」において、「高齢者の人権を守るために行政への要望」について尋ねたところ、『高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう「在宅サービス」などの社会福祉施策を充実する』という回答が53.3%と最も多く、半数以上の方が行政に対して住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるようなサービスの充実を望んでいます。

要介護状態等の高齢者は増え続けており、重度化や家庭環境等により在宅介護が困難な高齢者は施設での介護が必要となります。多くの高齢者は、要介護状態等となった後でも、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えており、希望する人が自宅や地域で安心して生活できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等、多様なサービスの提供体制を整備していく必要があります。

また、高齢者が家族等から虐待を受けることが社会問題となっており、高齢者虐待に対する関心が高まっています。令和3（2021）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の

「養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）では相談・通報対応件数は 357 件（要介護施設従事者等 48 件、養護者 309 件）となっており、平成 18（2006）年度の調査開始以降、年々増加傾向にあります。平成 18 年（2006 年）4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしており、関係者間のネットワークの構築や地域で見守り・支え合うことができる体制の整備が必要です。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- (ア) 地域共生社会の実現（介護高齢課）
- (イ) 高齢者の「地域の支え手」としての社会参加の支援（介護高齢課）
- (ウ) 居宅サービスや地域密着型サービス、介護保険施設サービスなどの介護保険サービスの整備と介護サービスの質の確保（介護高齢課）
- (エ) 有料老人ホームなどの高齢者の住まいの確保と住環境整備（介護高齢課）
- (オ) 成年後見制度の普及促進（健康福祉課）
- (カ) 高齢者虐待に対応するための体制整備（健康長寿社会づくり推進課）
- (キ) 敬老の日長寿者慶祝等による高齢者福祉への理解促進（介護高齢課）
- (ク) 市町村や関係機関と連携した地域の認知症支援体制の充実
（健康長寿社会づくり推進課）

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 社会福祉法
- (イ) 老人福祉法
- (ウ) 高齢社会対策基本法
- (エ) 介護保険法
- (オ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- (カ) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- (キ) 人にやさしい福祉のまちづくり条例
- (ク) 群馬県高齢者保健福祉計画
- (ケ) 群馬県福祉プラン

(4) 障害のある人たち

①身体障害・知的障害

ア 現状と課題

昭和 45 年（1970 年）に制定された「心身障害者対策基本法」は、障害のある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため、平成 5 年（1993 年）に大幅に改正され、「障害者基本法」と改められました。その後、「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5 年度～平成 14 年度（1993～2002 年度））、「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」が策定され、障害者施策の統合的な推進が図られて参りました。（※1 ノーマライゼーション）

この間、平成 6 年（1994 年）には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（略称ハートビル法）、平成 12 年（2000 年）には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（略称交通バリアフリー法）が制定され、建物、交通分野でのバリアフリーに向けた法律が整備されました。また、障害のある人の社会参加を拒む欠格条項の見直しも行われてきました。

平成 14 年（2002 年）には「障害者対策に関する新長期計画」、「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」を継承する、新たな「障害者基本計画」（平成 15 年度～平成 24 年度（2003～2012 年度））、「重点施策実施 5 か年計画」（平成 15 年度～平成 19 年度（2003～2007 年度））が策定されました。「障害者基本計画」は、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の理念の下、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する社会の実現を目指しています。

さらに、平成 16 年（2004 年）には「障害者基本法」が改正され、基本理念として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが加えられました。また、国及び地方公共団体の責務として、「障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する」旨が規定されるとともに、国民の責務として、「社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない」こ

とも規定されました。

そして、平成 25 年（2013 年）6 月には、「障害者差別解消法」（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が制定され、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが決められました。その中では、障害のある方への「合理的配慮」の提供（※2）などが求められています。さらに、この法律は令和 3 年（2021 年）5 月に改正され、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から行政機関等だけでなく、民間事業者による「合理的配慮」の提供が法的義務となりました。

また、障害者福祉制度については、平成 12 年（2000 年）6 月に社会福祉事業法等関係 8 法が改正され、利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日より、「措置制度」から「支援費制度」（※3）に移行しました。これにより、事業者との対等な関係に基づき障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することが出来るようになり、サービスの利用も進んでいます。

なお、平成 17 年（2005 年）2 月 10 日に「障害者自立支援法案」が第 162 回国会に上程されました。この法案は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害の種類にかかわらず共通の制度のもとでサービスを提供し、併せて提供主体を市町村に一元化するものです。

群馬県では、ノーマライゼーション理念の推進とバリアフリーの確立を目指して策定された「群馬県障害者施策行動計画 バリアフリーぐんま障害者プラン」に基づき、全庁的な協力の下に各種施策を実施してきました。

また、平成 15 年（2003 年）4 月から施行されている「人にやさしい福祉のまちづくり条例」で県民の役割及び責務を規定するなど、障害のある人への正しい理解と協力の向上が図られるよう努めてきました。

さらに、平成 27 年（2015 年）4 月から群馬県手話言語条例が施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の推進を図ることなどに努めてきました。

しかし、今後も引き続き障壁（バリア）解消に向けて、障害のある人の自立と社会経済活動への参画の支援や障害のある人自らがサービスを選択できる環境の促進、地域社会の支援や障害のある人同士の支え合い、ボランティア活動などの推進を進めて行く必要があります。

令和 4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「障害のある

人たちの人権問題で、特にひどいと思うもの」について尋ねたところ、「日常生活を送るのに不便がある」という回答が29.6%と最も多く、以下、「希望する職業に就けない」(29.0%)、「地域社会から孤立しがちである」(25.6%)といった回答が続いています。

ノーマライゼーション理念を推進し、バリアフリーの確立を実現するため、「バリアフリーぐんま障害者プラン」に基づいた各種施策を着実に実施していく必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- (ア) 地域における障害者の生活支援と適切な情報提供（障害政策課）
- (イ) 自立支援給付や相談支援体制の充実（障害政策課）
- (ウ) 障害の重度・重複化、障害のある人の高齢化への対応（障害政策課）
- (エ) 障害のある人の権利擁護（障害政策課）
- (オ) 各種啓発事業や研修の実施及び民間事業者等の表彰
（障害政策課、労働政策課）
- (カ) 障害のある人の社会参加事業の実施（障害政策課）
- (キ) 障害者虐待防止対策の推進（障害政策課）
- (ク) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の体制整備及び理解促進
（特別支援教育課）
 - ・早期療育（※8）、通級（※9）による指導
- (ケ) 「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育の推進（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

②精神障害

ア 現状と課題

わが国では、昭和25年（1950年）に制定された「精神衛生法」により、精神障害者に対し適切な医療及び保護の機会を提供してきましたが、その後、不十分な在宅医療体制が社会問題化し、昭和40年（1965年）に精神衛生法が改正されました。精神病床は飛躍的に整備され、社会復帰制度や施設の整備も進展しましたが、さらに、人権擁護や適正な医療の確保を推進するために、昭和62年（1987年）に「精神保健法」

が制定されました。

また、平成5年（1993年）に制定された「障害者基本法」の中で精神障害者が障害者として位置づけられ、福祉施策の充実が求められることになり、平成7年（1995年）には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）が制定され、自立と社会参加の促進が目的の中に明示されました。

さらに、社会復帰を推進する人材を養成・確保する観点から、平成9年（1997年）には「精神保健福祉士法」の制定により精神保健福祉士が国家資格化され、平成11年（1999年）には精神保健福祉法が改正され、適正な医療及び保護を確保し、社会復帰の一層の促進を図ることになりました。

群馬県では、精神障害者に対する国の施策が「入院治療中心から地域におけるケアを中心とする体制」に転換が図られる中、こうした動きに適切に対応するため、平成10年（1998年）に精神保健福祉の推進について県の基本指針となる「群馬県精神保健福祉推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、その精神は、ノーマライゼーションを理念とし、現在の「バリアフリーぐんま障害者プラン8」に受け継がれ、全庁的な理解と協力のもとに精神保健福祉の一層の推進に努めてきました。

精神障害や精神障害者に対する誤解や偏見がいまだに根強く残っており、計画の基本理念である「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会」を実現するためには、県民の精神保健福祉や精神障害者に対する理解や認識を深めることが大きな課題となっています。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- (ア) 各種啓発事業の継続的な実施や研修の開催（障害政策課、労働政策課）
- (イ) 相談支援体制の充実（障害政策課）
- (ウ) 精神障害者が社会参加するための体制整備（障害政策課）
- (エ) 共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進（特別支援教育課）
- (オ) 虐待防止対策の推進（障害政策課）
- (カ) 「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育の推進（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

ウ 主な関係法令・計画等（①②共通）

- (ア) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - (イ) 障害者基本法
 - (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - (エ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - (オ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - (カ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
 - (キ) 人にやさしい福祉のまちづくり条例
 - (ク) 群馬県手話言語条例
 - (ケ) 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例
 - (コ) バリアフリーぐんま障害者プラン
 - (サ) 群馬県特別支援教育推進計画
 - (シ) 群馬県福祉プラン
-

※1 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害のある人もない人も共に社会の一員として、同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。

※2 「合理的配慮」の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※3 支援費制度

支援費制度は、障害のある人が利用するサービスを行政が決定したこれまでの「措置制度」に代わり、障害のある人自身が利用したいサービスを選択し、障害のある人と事業者とが契約を交わしてサービスを利用する制度。

支援費の対象となるサービスは、更生施設・授産施設（※4）・療護施設への入所・通所や通勤寮への入所(施設訓練等支援費)、デイサービス（※5）・短期入所・ホームヘルプ（※6）サービス・グループホーム（※7）(居宅生活支援費)など。

※4 授産施設

授産施設とは、ある程度の作業能力はあるけれど、一般の仕事に就くのは難しい障害のある人が、通所しながら仕事をしたり、就職のために必要な訓練を受ける施設。

授産施設の他に、地域で障害のある人が働いている場として、「福祉作業所」「小規模作業所」などがある。

※5 デイサービス

日帰り介護。デイサービスセンターに通所することで、在宅の要介護者や障害のある人が提供を受ける、生活の改善や機能の維持向上のための機能訓練、入浴、給食、創作活動等のサービス。

※6 ホームヘルプ

訪問介護。日常生活を営むのに支障のある在宅の要介護者や障害のある人の家庭

にホームヘルパーを派遣して提供される、身体介護や家事援助等のサービス。

※7 グループホーム

一定程度の自活能力のある人が、4～7人で生活する共同生活の場。世話人により、生活に必要な手助けが受けられる。家賃、食費、光熱水費及びその他共通経費が必要。

※8 早期療育

障害を早期に発見して適切な時期に適切な支援を施すことは、障害の軽減及び基本的な生活能力の向上を図る上で重要である、という観点から行われる教育のこと。

※9 通級による指導

通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して、障害による困難を改善・克服するために、一人一人の状況に応じた指導を行うこと。平成30(2018)年度から高校通級も開始された。

(5) 同和問題

ア 現状と課題

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、昭和40年（1965年）に出された国の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

この答申を受け、昭和44年（1969年）に最初の特別措置法である「同和対策事業特別措置法」（同対法）が制定・施行され、これ以降本格的に同和行政が推進されることになりました。

同対法は、その後「地域改善対策特別措置法」（地対法）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）と名称を変え、法律が失効する平成14年（2002年）3月末までの33年間にわたり特別対策が実施されました。

県では、特別措置法が失効するのに当たり、平成12年（2000年）9月に県の同和対策審議会に対し「『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』期限後の本県の同和対策のあり方について」を諮問し、平成13年（2001年）9月に知事あて答申が提出されました。

答申では『昭和40年の国の同和対策審議会答申で実態的差別として指摘された「劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にものぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準」については、同和地区関係者の努力と行政の長年の取り組みにより、県内では概ね解消されたといえる。しかしながら、心理的差別については、今日においてもなお差別的な発言や行為などにより同和地区の方々の心が傷つけられることがあるなど、人々の意識の中にある偏見や差別を解消するには至っていない。』と述べています。

また、これからの中和対策の基本的目標として、「同和問題は同和地区の人だけの問題ではなく、重要な人権問題のひとつであることをすべての人々が深く認識し、より多くの県民の参加と協力のもとに、偏見や差別のない明るい群馬県を創造していくことを目標とすべきである。」としています。

県では、この答申を受け、平成14年（2002年）3月に平成14（2002）年度以降の本県の同和関係施策の基本的考え方をまとめた「人権の世紀をめざして－同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本指針－」を策定しました。

基本指針では、従来の特別対策については、特別措置法失効後は一般施策の中で対

応し、今後に残された大きな課題である心理的差別の解消を図るための人権教育・啓発活動については、引き続き積極的に推進し、偏見や差別のない県民一人一人が互いに他人を思いやる社会を目指すことを基本姿勢としています。

平成 28 年（2016 年）には、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別解消推進法」が施行されました。

部落差別の解消に向けた取組が進む中、近年、インターネット上に悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題のほか、戸籍の不正取得事案や土地情報の不適切な取扱い、結婚や就職に際しての不要な身元調査の実施等により対象地域（同和地区）の住民の生活が脅かされたり、心が傷つけられたりする事例が発生しています。人々の意識の中にある偏見や差別の解消には至っていない状況です。

令和 4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、同和地区（部落）や『同和地区』『部落差別』を“知っている”という人に、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応について聞いたところ、「子どもの意思を尊重する」が 73.5% で最も高く、前回より 5.8 ポイント高くなりました。

一方、県内に同和地区（部落）と呼ばれている地区があること、あるいは『同和地区』『部落差別』などがあることを知っているかどうか尋ねたところ、知っている人の割合が 54.8%、知らない人の割合が 39% となりました。前回から今回にかけては、知っている人の割合が 16% 低くなっている一方、知らない人の割合は 11.1% 高くなっています。特に若い世代の認知度が低いことから、啓発活動や人権教育に継続して取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- (ア) 講演会、研修会及び各種啓発事業の一層の推進（生活こども課）
- (イ) 市町村や民間団体等と連携した人権啓発事業の実施（生活こども課）
- (ウ) 「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育の推進（義務教育課）
- (エ) 公民館、集会所、隣保館などで行う教養・文化活動やレクリエーション活動、福祉活動等の支援による同和地区内外住民の交流の推進（生活こども課）
- (オ) 各種広報や情報提供、法務局や警察等の関係機関との連携による「えせ同和行為（※1）」の排除及び被害の防止の推進（生活こども課）
- (カ) インターネット上の差別書き込みや差別を助長するような情報の流布等の差

別事案が発生した際の法務局等、関係機関と連携した対応の実施
(生活こども課)

(キ) 事業主へ向けた公正な採用選考の周知徹底 (労働政策課)

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)
 - (イ) 「人権の世紀をめざして－同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本指針－」
 - (ウ) 群馬県人権教育の基本方針
-

※1 えせ同和行為

「えせ（似非）」とは「似てはいるが、実は本物ではないこと」という意味で、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識がなお根強く残っていることを悪用し、同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務なきことを求める行為。

(6) 外国籍の人たち

ア 現状と課題

平成 2 年（1990 年）の出入国管理及び難民認定法改正以降、日本にはニューカマー（※ 1）と呼ばれる外国籍の人たちがたくさん住むようになりました。本県においても例外ではなく、外国籍の人の数は年々増加し、令和 4 年（2022 年）12 月末現在で 109 か国、65,326 人となっており、県の人口の約 3.4% を占めるにいたっています。

国籍別では、人数の多い順にブラジル、ベトナム、フィリピン、中国、ペルーとなっていますが、この 5 か国で全体の約 67.7% を占めています。

前回の計画を策定した平成 16 年（2004 年）12 月末時点と比較すると、韓国・朝鮮は約 3,000 人でこの間ほとんど変わっていないのに対して、ブラジルは 16,769 人が 12,667 人に、ベトナムは 1,001 人から 11,909 人に、フィリピンは 7,514 人が 8,331 人に、中国は 5,189 人が 6,634 人に、ペルーは 5,046 人が 4,709 人となっています。中でもブラジル及びベトナム国籍の人が非常に多いことが本県の特徴となっており、上位 5 か国の 55.5%、全体の 37.6% を占めている状況です。

また、市町村別では、人数の多い順に伊勢崎市、太田市、大泉町、前橋市、高崎市となっており、この 5 市町で全体の 73.8% を占めています。

こうした状況の中、外国籍の人たちに対して、外国語による情報提供などに努めてきましたが、必ずしもすべての人たちに情報が十分行き届いていたとは言えません。

また、地域の日本人と外国籍の人たちは、言葉の問題などにより意思疎通が十分ではなく、外国籍の人たちが多いところでは、同じ国籍の人たちのコミュニティーが作られる傾向もあり、両者の交流が不足している現状にあります。

このため、外国籍の人たちが日本の生活ルールをよく理解していなかったり、生活スタイルが日本人と異なっていたりすることや、日本人の側も外国籍の人たちの文化や生活習慣に対する理解が不足していることから、ごみ出しの問題など両者の間で生活上のトラブルが少なからず生じています。また、外国人に対する不合理な扱いや、特定の民族や国籍の人々に対する不当な言動が社会問題となっています。

こうしたことから、日本人と外国籍の人たちの交流の機会を増やして相互理解を深めることや、外国籍の人に対しても日本人に対するのと同様な情報を多言語や「やさしい日本語（あいまいな表現を避け、わかりやすく伝えることに重点を置いた日本語）」により提供し、日本の社会についての理解を促進することが求められています。

本県では、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な

関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きるとともに、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域社会に活力をもたらす社会を実現するため、「多文化共生・共創推進条例」を制定し、令和3年（2021年）4月1日に施行しました。さらに、条例に基づき、多文化共生・共創社会の実現を目指す施策を総合的かつ計画的に推進するため、「多文化共生・共創推進計画」を策定し、令和4年（2022年）4月1日に施行しています。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「外国籍の人たちの人権を守るために必要なこと」について尋ねたところ、「外国籍の人たちの文化や生活習慣などへの理解を深める」という回答が54.0%と最も多く、以下、「生活面の情報入手や相談ができるサポート体制の強化を行う」（39.0%）、「外国籍の人たちのための就労の場を確保する」（27.0%）といった回答が続いています。

地域の日本人と外国籍の人たちの交流を促進し、相互理解を深めるため、多文化共生・共創社会を実現する必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- (ア) 条例や計画に基づく総合的かつ計画的な多文化共生・共創施策の推進
 - (ぐんま暮らし・外国人活躍推進課)
 - (イ) 相談体制と情報提供等の充実（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）
 - (ウ) 国際化社会にふさわしい人づくり（地域外交課）
 - (エ) 教育面・心理面の包括的な支援の充実（義務教育課）
 - (オ) 多言語対応教材を活用した外国人児童生徒等の家庭への啓発や進路指導の実施（義務教育課）
 - (カ) 民間ボランティアやスポーツ活動の支援
 - (ぐんま暮らし・外国人活躍推進課、義務教育課、警察本部)
 - (キ) 在留外国人向けの広報やイベントの実施、巡回連絡等の実施（警察本部）

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
 - (イ) 群馬県多文化共生・共創推進条例
 - (ウ) 群馬県多文化共生・共創推進基本計画

※1 ニューカマー

戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島、台湾出身者及びその子孫の人が「オールドカマー」と呼ばれるのに対し、戦後、新たに日本に住むようになった外国籍の人を「ニューカマー」と呼ぶ。

オールドカマーと呼ばれる人は、「日本国との平和条約に基づく日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）により「特別永住者」とされ、就労等について特別の制限がない。

これに対し、平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正により日系2世、3世も日本において活動制限のない「定住者」という在留資格が認められるようになり、増加が顕著となった。

(7) H I V感染者等の人たち

ア 現状と課題

H I V（エイズウイルス）感染症は、昭和 56 年（1981 年）にアメリカ合衆国で報告されて以来、世界に拡大しましたが、東欧・中央アジアなど一部の地域を除いた世界全体では減少傾向が見られます。WHO/UNAIDS(世界保健機関・国連合同エイズ計画)の調査では、令和 3 年（2021 年）末現在、世界のH I V感染者は累計 3800 万人を越え、この一年間で新たに 150 万人がH I Vに感染し、65 万人がエイズにより死亡したと推計されています。

日本では、昭和 60 年（1985 年）に初めてエイズ患者の報告後、感染者数は増加したもの、近年は横ばいとなっています。令和 3 年（2021 年）12 月末で現在H I V感染者は約 2 万 3 千人、エイズ患者は約 1 万人となっており、本県では、令和 4 年（2022 年）12 月末現在で患者・感染者合わせて 418 名の報告がありました。

H I Vが発見されてから 30 年以上が経過し、感染経路（血液感染・性感染・母子感染）が明らかになり、抗H I V治療薬の開発など治療方法の進歩により、感染者が治療を受けながら、普通の社会生活を送ることができるようになってきました。

先進諸国では、予防対策が進み、感染者の増加は収まりつつありますが、日本では近年の新規報告数は横ばいの状態が続いています。

H I V感染症は性感染症の一つであり、オープンに語りにくい雰囲気があるため、パートナーとも話題にしづらく、結果として感染予防対策が難しくなっています。

日本で最初の患者が確認された当時は、同性愛者や薬物中毒者などの特別な人がかかる病気というイメージが強く、また、H I Vに対する正しい知識が普及していなかったため、H I Vの恐ろしさばかりを強調した報道のくり返しにより、感染者や家族に対する誤解や偏見が広まり、大きな社会問題となりました。

H I V感染者・エイズ患者に対する誤解と差別の解消については、いまだに十分とは言えず、私たちは病に悩むすべての患者・感染者を支援し、対等に生きる社会をつくるいかなければなりません。

また、令和 2 年（2020 年）に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、各保健福祉事務所・保健所における相談・検査の件数は減少してしまい、受検の促進を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、多くの人の命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、海外渡航者に対する偏見や差別を生み出しました。さらに、感染拡大による

社会経済の混迷は、国内外の様々な人権問題を深刻化させ、国内でも生活困窮者や外国人労働者そのほか差別や格差等により生活上の困難を抱えていた人は、より深刻な影響を受けています。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「エイズ患者やHIV感染者の人権を確保するためには、行政はどのようなことを行えばよいか」について尋ねたところ、「エイズの実態についての正確な情報を提供し、エイズへの偏見・差別の解消に努める」という回答が55.4%と最も多く、以下、「患者や感染者のプライバシー保護」（48.1%）、「保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制の充実」（34.5%）といった回答が続いています。

HIV感染症をはじめとした感染症に関連した差別をなくすため、正しい知識を啓発普及させる施策を進める必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- (ア) HIV感染症に対する偏見・差別の解消を目的とした講演会や研修会の開催、啓発資材の作成や配布、各種広報媒体による啓発（感染症・がん疾病対策課）
- (イ) 全ての保健所において受検者の利便性に配慮した検査体制の整備（感染症・がん疾病対策課）
- (ウ) 「世界エイズデー」や「HIV検査普及週間」における広報啓発キャンペーンの実施（感染症・がん疾病対策課）
- (エ) 学校教育における啓発、指導用資材の作成、配布、小・中・高校教職員を対象とするHIVに関する指導研修会、高等学校エイズ講演会等の開催（健康体育課）
- (オ) 新たな感染症が発生した場合に人権侵害を発生させないための啓発手法の検討（感染症・がん疾病対策課）
- (カ) 医療従事者に対するHIV診療に必要な知識、技術等の研修の実施及び協力歯科医療機関及び協力透析医療連携事業協力医療機関の拡大（感染症・がん疾病対策課）

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (イ) 群馬県感染症予防計画

(8) ハンセン病元患者の人たち

ア 現状と課題

ハンセン病は、ノルウェーの医学者アルマウエル・ハンセン博士によって明治6年（1873年）に発見された「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症で、その症状が人目につきやすく、顔、手足の変形や機能障害を残すため、有効な治療法のなかった時代は、遺伝病であるとか不治の病などと恐れられ、患者はもとより家族にまでさまざまな偏見や差別が加えられてきました。

しかし、らい菌の感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。また、発病しても有効な治療薬により短期間で治ゆします。現在では日本にいる元患者は全て治ゆしており、感染力のある人はいません。

日本におけるハンセン病政策の最初の法律は、明治40年（1907年）に法律第11号「癞予防ニ関スル法」として公布されました。当初は浮浪生活を余儀なくされた患者の救済が主な目的でしたが、昭和6年（1931年）の改正法により、すべてのハンセン病患者を対象とした強制隔離へと政策が転換されました。

このことにより、従来のハンセン病に対する恐怖心や偏見・差別が助長され、家族も周囲から阻害されて、離縁や婚約破棄、廃業などが一向になくなれませんでした。また、各地の療養所に入所させられた患者も生家との縁を切ったり、親の葬儀等への参列もかなわず、多くの入所者が生涯にわたり辛い療養所生活を強いられました。

その後、米国で開発された特効薬が戦後に導入され、ハンセン病は治療可能な病気となり、少なからぬ患者が全治して社会復帰をしましたが、厳しい社会の偏見・差別により再び療養所へ戻ることとなったり、その状況を見て社会復帰をあきらめた人もいました。

また、民主化の進む中、入所者も全患者組織を結成し、予防法の改正要求をする運動が大きく高まりましたが、昭和28年（1953年）に改定された「らい予防法」においても、条文は患者隔離など旧らい予防法の骨格は残ったままでした。

平成8年（1996年）4月1日、医学的知見の変化等を踏まえて、「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、「らい予防法」が廃止となって、ハンセン病は一般の疾患とまったく同様に扱われることとなり、療養所を退所して社会への復帰も自由となりました。さらに、平成10年（1998年）7月、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、翌年には東京や岡山でも提訴されました。そして、平成13年（2001年）5月11日、熊本地裁で原告（患者・元患者）側が勝訴し、国は控訴を断念して判決は確定しました。新たに補償を行う法律もでき、政府は患者・元患者に

謝罪し、現在はハンセン病について広く知ってもらうための活動など名誉回復のための対策を進めています。

令和5年（2023年）5月1日現在、全国14の国立・私立療養所に812人、本県草津町に所在する国立療養所栗生楽泉園では40人が入所しています。

全国の療養所入所者の平均年齢は87.9歳と高齢化しており、視覚障害等の後遺症や合併症などにより治療や介護を必要とする人も多いこともあり社会復帰した人は少ない状況となっています。

ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は廃止されましたが、社会においては、いまだに、療養所入所者や家族への偏見や差別が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げていることは否定できません。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「ハンセン病元患者の人たちの人権を守るために行政はどのようなことを行えばよいか」について尋ねたところ、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」という回答が70.3%と最も多く、以下、「プライバシーの保護」（25.1%）、「生活支援」（18.4%）といった回答が続いています。

ハンセン病元患者の人たちの尊厳の確立や社会参加を図る上で、今後もハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

（感染症・がん疾病対策課）

- （ア）普及啓発事業（パネル展の開催等）
- （イ）訪問事業（歳末見舞金贈呈等）
- （ウ）本県出身の療養所入所者への上毛新聞の配布
- （エ）「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づく援護金給付
- （オ）県外療養所本県出身者への県特産品小包便（3月実施）

ウ 主な関係法令・計画等

- （ア）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- （イ）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- （ウ）ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
- （エ）群馬県感染症予防計画

(9) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

犯罪等により被害を受けた方及びその家族、遺族（以下、「犯罪被害者等」）は、生命や身体への危害などの直接的な被害に加えて、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。また、周囲の心ない言動や報道機関による過度な取材・報道等により名誉又は私生活の平穏を侵害されるといった「二次被害」にも苦しめられています。

国では平成 17 年（2005 年）4 月に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、同年 12 月には「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利を保護するための施策を具体的かつ計画的に実施していくことが定めされました。計画は以降 5 年ごとに見直されています。

群馬県においては、平成 19 年（2007 年）10 月に「群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定したほか、令和 3 年（2021 年）4 月には「群馬県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。現在では令和 4 年（2022 年）3 月に改定した「第 4 次群馬県犯罪被害者等基本計画」に基づき犯罪被害者等への支援を推進しています。

これまで、県警や市町村、福祉関係機関、民間支援団体、庁内関係課室による横断的なネットワークを構築し、被害者支援に係る情報交換や課題の検討を行ったほか、各機関における相談窓口の設置や情報提供等により、犯罪被害者等に幅広い支援を実施しました。また、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解や関心が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施してきました。

令和 4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」では、犯罪被害者やその家族の人たちの人権を守るために行政が行うべきこととして、「犯罪被害者等の安全確保」を求める声が 40.3% と最も多く、次いで「プライバシーに配慮した取材等」が 33.4%、「犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発」が 18.3% となっています。

調査の結果を踏まえ、引き続き、国、県、市町村、関係機関等が連携して被害者等を支援する体制を整備するとともに、広く広報・啓発を進めていく必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

(生活こども課、警察本部)

- (ア) 県警や市町村、民間支援団体等、各関係機関とのネットワークを活用した支援の促進
- (イ) 相談支援体制の充実
- (ウ) 講演会等の実施による広報・啓発活動の一層の推進

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 犯罪被害者等基本法
- (イ) 犯罪被害者等基本計画（国）
- (ウ) 群馬県犯罪被害者等支援条例
- (エ) 群馬県犯罪被害者等基本計画

(10) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

インターネットの普及に伴い、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で行われる情報の送受信などが行われているほか、近年ではSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による参加者相互の情報発信等が活発に行われています。

これらは、いずれも、匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信ができてしまうため、様々な問題が発生しています。

なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権を侵害する行為が発生し、被害に遭った人が自死するなどの深刻な問題も発生しています。

国においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」をはじめとした、インターネットに関わる法令の整備や、刑法の改正でインターネット上の誹謗中傷を行った加害者への厳罰化を行うなど、社会情勢に合わせた環境の整備を進めてきました。

群馬県でも、令和2年（2020年）12月に全国初となる「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定し、被害者等を対象とした相談窓口を整備するとともに、児童生徒向けのインターネットリテラシー教育用広報資材を開発し、授業で活用しています。

これに加えて、セーフネット標語「おぜのかみさま」の広報啓発のほか、民間団体の活動支援や講習会の実施、県民向けの講演会等の実施など、県民のインターネットリテラシーの向上と被害者支援に取り組んできました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、前述した匿名性に加え、表現の自由への一定程度の配慮が必要なこと、サービスを提供するプロバイダーが必ずしも国内にいるとは限らないことなどから、有効な対策を取ることが難しいことが課題としてあげられます。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」では、「インターネットによる人権侵害を解決するための行政への要望」について、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりの強化」を求める意見が64.6%と最も多くなっており、その次に「プロバイダー等に対し人権を侵害する表現や情報の削除を求める」要望が45.9%となっています。

このほか、「利用者やプロバイダー等に対してプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育や啓発（27.3%）」「インターネットにより人権を侵害された人のための相談体制の充実（20.2%）」が求められており、いずれの項目も前回調査時点（平成22年度）よりも高くなっています。

調査の結果を踏まえ、引き続き、違法な情報発信者の監視・取り締まりを行う警察や人権侵犯である場合に削除要請を行うことができる法務省等、関係団体と連携して取り組んで行くほか、ネットリテラシーの向上や相談窓口の充実、広報を進める必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めていきます。

- (ア) インターネット誹謗中傷相談（生活こども課）
- (イ) インターネットリテラシーの向上（児童福祉・青少年課、義務教育課）
 - ・NPO 法人と連携した各種啓発活動の推進
 - ・学校現場における周知啓発

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- (イ) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）
- (ウ) 個人情報の保護に関する法律
- (エ) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）
- (オ) 私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
- (カ) 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例

(11) 性的少数者の人たち

ア 現状と課題

性的少数者（性的マイノリティ）とは、性的指向（※1）が同性（あるいは両性）に向いている、またはいずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性とこころの性が異なるなど、様々な性のあり方において少数の立場（マイノリティ）とされる方々のことと言います。これらの人々をLGBTQ（※2）と総称することもあります。

平成27年（2015年）には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性的マイノリティである児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

令和2年（2020年）6月に施行された労働施策総合推進法の改正に基づき定められた、パワーハラスメント（※3）防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やアウティング（※4）がパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

令和5年（2023年）6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様化に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体が国民の理解の増進に関する施策を策定し実施することや相談窓口を充実させること、学校の設置者が教育、啓発等を通じて児童等の理解の増進に努めることが定められました。

性の多様性に関する理解が広がるとともに、法整備も進んできましたが、依然として周囲の無理解や偏見により、性的マイノリティの方々が悩んだり苦しみについて訴えたりするケースが見られます。

令和4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「性的少数者等の人権を守るために行政への要望」について尋ねたところ、「性的少数者のカップルへの偏見の解消」という回答が38.6%と最も多く、以下、「性的少数者のプライバシーの保護」（34.8%）、「性的少数者への理解促進のためのPR活動の充実」（31.2%）といった回答が続いています。

公的機関や職場、学校をはじめとした様々な場面で性の多様性が尊重される機運を醸成するため、引き続き啓発活動を進めていく必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。（生活こども課）

（ア）当事者等との協働による県民の理解の増進

- (イ) 行政職員や教育関係者、医療関係者等を対象とした意見交換会や研修会の開催
- (ウ) 「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」(※5)による当事者向け行政サービスの提供
- (エ) 性的少数者を主な対象とした相談体制の充実
- (オ) 「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育の推進（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
 - (イ) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様化に関する国民の理解の増進に関する法律
 - (ウ) 群馬県男女共同参画推進条例
 - (エ) 群馬県男女共同参画基本計画
-

※1 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。相手の性別を意識せずにその人を好きになる人や、誰にも恋愛感情や性的な感情を持たない人もいる。

※2 L G B T Q

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

※3 パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの。

※4 アウティング

性のあり方（性的指向・性自認）を本人の同意なく第三者に暴露すること。善意か否かは問わず、プライバシーの侵害にあたる。

※5 「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を群馬県として公に証明し、公営住宅への入居申込や協力病院における面会等の際に家族同様のサービスを受けられる制度。令和2年(2020年)12月21日に運用を開始した。

令和4年(2022年)12月20日には茨城県及び栃木県と連携協定を締結し、3県間で住所移転する際の手続きの簡素化や提供サービスの相互利用を開始した。

(12) 刑を終えて出所した人たち

ア 現状と課題

刑を終えて出所した人や刑の執行を猶予された人、罪を犯し保護観察処分を受けた人などが、社会の一員として立ち直ろうとしても、社会における根強い偏見や差別により就労や住宅の確保等に支障をきたすなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。

こうした状況から、国では平成 28 年（2016 年）12 月に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務や施策の基本事項などを示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」を施行するとともに、翌年 12 月に「再犯防止推進計画」を策定しました。

群馬県においても、平成 31 年（2019 年）3 月に「群馬県再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携して施策を推進してきました。

刑法犯の認知件数が減少する傾向にある中、検挙人員に占める再犯者の割合は高い水準で推移しており、刑を終えて出所した人たちの円滑な社会復帰を促進することが必要です。

令和 4（2022）年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、「刑を終えて出所した人の人権問題」について尋ねたところ、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している」という回答が 47.3% と最も多く、以下、「就職や職場で不利な扱いを受ける」（39.7%）、「インターネットで悪質な書き込みをされる」（16.8%）といった回答が続いています。

刑を終えて出所した人たちの自立、改善更生を支え、安心して社会生活に復帰し、再犯を予防するため、「社会を明るくする運動」等の関係機関と連携した様々な啓発活動により、県民や事業者等の理解の増進を図る必要があります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。（生活こども課）

- （ア）刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、その他民間団体と連携した、情報交換や課題の検討、各種施策の推進
- （イ）広報・啓発活動の推進、活動に貢献している人や団体の表彰

ウ 主な関係法令・計画等

- （ア）再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

- (イ) (国) 再犯防止推進計画
- (ウ) 群馬県再犯防止推進計画

(13) 北朝鮮による拉致被害者

ア 現状と課題

北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)による日本人の拉致については、平成14年(2002年)9月に行われた日朝首脳会談において北朝鮮が初めて認めたもので、平成16年(2004年)までに政府認定拉致被害者17人のうち5人と家族8人の帰国が実現しました。しかしながら、その後の日朝間の協議において北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束したもの、実行されないままとなっています。さらに、国が拉致被害者として認定した方のほかに、拉致の可能性を排除できない失踪者の方(特定失踪者)など、群馬県を含め全国において多数の方々の安否がいまだに確認されていません。

群馬県では、これまで、拉致問題への関心と認識を深めるため、国や関係団体等と連携しながら啓発活動を推進してきました。

令和4(2022)年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」で、北朝鮮当局により拉致された被害者等の人権について、現在起きている問題について聞いたところ、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できない」との回答が46.2%で最も多く、次いで「未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を得られていない」が41.1%、「被害者及びその家族が一緒に生活する権利を奪われている」が40.6%となっており、拉致被害者等やその家族の苦しみが認識されていることがわかります。一方で、「拉致問題に関する国民の理解が足りない」との回答が16.9%、「わからない」との回答が13.5%となっており、拉致問題に対する啓発を継続していく必要があります。

拉致問題は、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。(生活こども課)

- (ア) 国や関係団体等と連携した啓発活動の推進

ウ 主な関係法令・計画等

- (ア) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(14) その他の人権問題

ア 現状と課題

このほかにも人権問題としては、プライバシーに関する問題、アイヌの人々（※1）に対する偏見や差別、ストーカー被害を受けている人、ホームレスへの偏見など、多様な問題があります。

国や市町村、関係する団体やマスコミなどとの連携を図り、さまざまな機会を通して、教育・啓発活動の推進に努めます。

※1 アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族。アイヌの人々が民族として誇りをもって生活し、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年（2019年）5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行された。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

群馬県では、先に掲げた人権問題に常に配慮するとともに、人権教育・啓発の普及、高揚を図るため、次に掲げるような「あらゆる場」における人権教育・啓発の推進を図ります。

(1) 家庭

ア 現状と課題

家庭教育は全ての教育の出発点であり、幼児期からの豊かな情操や思いやり、命を大切にする心、善悪を判断する力、社会性などの人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たしています。そのため、人権教育の基礎を育む場として、家庭教育の充実を図ることが重要です。

しかしながら、現代では少子化、核家族化などの家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化などに加え、経済格差による貧困問題等、家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安や問題を抱えたまま孤立する家庭が生じるなど、家庭教育を行うことが困難な状況が指摘されています。

こうした中、各家庭が主体的に家庭教育に取り組み、家庭における人権教育が推進されるよう、社会全体で家庭教育を支援することが求められています。また、保護者が人権感覚や人権意識を高め、家庭の中で人権に配慮した態度や行動をとることにより、子どもの健全な人間形成に結び付いていくよう、他部局や関係機関との連携・協働を図りながら、保護者に対して家庭教育について考える学習機会や子育てに関する情報の提供などを行うことが必要です。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

(ア) 家庭教育について考える学習機会及び子育てに関する情報の提供

(生涯学習課)

(イ) 子育てや家庭教育上の悩みや不安に応える等の相談体制の充実

(生涯学習課)

(ウ) 社会全体で家庭教育を応援するための関係団体等の連携促進 (生涯学習課)

(エ) 児童虐待などの深刻な人権侵害に対して関係機関と連携を図り、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境づくりの推進 (児童福祉・青少年課)

(2) 地域社会

ア 現状と課題

社会経済情勢の急速な変化を背景に、今もなお様々な人権問題が存在しています。県民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や豊かな人権感覚を身に付け、真に人々の人権が尊重される地域社会づくりを推進することが求められています。

そのため、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の提供の充実を図るとともに、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成していくため、社会教育活動のあらゆる機会を通して、人権教育の充実を図っていくことが重要です。

地域において効果的に人権教育を進めるためには、地域の実情を踏まえ、多くの人が学習に参加できるよう、多様な場面における学習機会の提供に努めることが必要です。学習にあたっては、人権感覚や人権意識を高められるよう、学習内容や方法を工夫することが大切です。

また、人権尊重の精神の普及や人権問題の解決に向け、地域における指導者の養成や資質の向上に関する学習機会を充実させるとともに、指導者の活動の場の拡充を図っていく必要があります。

人権重要課題に応じた取組を充実させるために、行政間の連携はもとより、学校教育、社会教育関係団体等とも連携し、人権が尊重される地域社会づくりにつなげていくことも大切です。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。（生涯学習課）

- (ア) 県民のライフスタイルに合わせた学習機会の提供
- (イ) 人権教育の指導者の養成に係る講座や研修の実施
- (ウ) 集会所等における人権教育推進事業の実施

(3) 学校等

ア 現状と課題

学校教育では、日本国憲法と教育基本法に基づき、幼児児童生徒の発達段階に応じて、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にする教育を進めています。

本県では、平成14年（2002年）に決定した「群馬県人権教育の基本方針」に基づき、平成18（2006）年度までの「群馬県人権教育推進計画」を策定し、人権教育を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、平成19年（2007年）に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、人権教育の取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」を策定し、推進体制及び指導方法等の充実を図ってきました。

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動であり、幼児児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになります。それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることが必要です。

幼稚園では、人格形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、幼児の発達段階を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう努めています。一人一人の幼児が互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに关心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付き、相手を尊重する気持ちをもてるような人間関係づくりを進めること、各々の幼児の生活環境を十分把握しつつ適切な指導を行うこと、幼児が、基本的な生活習慣の形成において、自立心を育み、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性を育てることを大切にしています。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校では、児童生徒の発達段階に即しながら、人権尊重の理念や生命尊重について理解を深めるとともに、自他の大切さを認め合いながら、人権問題を解決し、人権尊重社会を実現しようとするなどの能力や態度を身に付けることができるよう努めています。そのため、各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動等のそれぞれの特質に応じ学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進しています。また、校長のリーダーシップや教職員相互の共通理解のもと、学校全体として組織的・計画的に取り組むとともに、教職員は児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接していくことを大切にしています。

いじめや児童虐待の問題については、人権にかかわる重大な問題であるという認識

に立って防止及び早期発見早期対応に努めています。また、インターネットによる人権侵害や情報モラル等について理解を深める学習が行われています。さらに、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが、共に活動する交流及び共同学習などの実践的な取組が重視されています。

学校での人権教育を推進するためには、各学校の推進体制の充実や、教職員の資質の向上が大切であることから、様々な研修や研究協議会等が開催されています。また、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するため、研究指定校等による実践的な取組や、家庭や地域社会と連携した取組が進められています。

しかし、教職員の人権問題に関する正しい理解や確かな人権感覚、児童生徒に対する指導内容・指導方法の充実、地域や関係機関との連携などについては、必ずしも十分でない面があるため、教職員への研修の充実、研究指定校における指導法等の研究開発の成果の普及、家庭・地域、関係機関との連携・協力の推進等が必要となります。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めていきます。

- (ア) 「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育の推進体制及び指導方法等の充実（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
 - (イ) 推進状況調査による各学校及び市町村の実態把握（義務教育課）
 - (ウ) 教育課程・指導法等の研究開発（義務教育課）
 - (エ) 教職員の人権感覚を高め、指導力を向上させる研修の充実（義務教育課）
 - (オ) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携（義務教育課）
 - (カ) 障害のある方への理解促進（特別支援教育課）
 - (キ) インクルーシブ教育システム構築の促進（特別支援教育課）

(4) 企業・団体等

ア 現状と課題

近年、企業においても社会的責任や社会的貢献が問われるようになり、社会を構成する一員として、人権問題についても、決して無関心ではいられない状況にあります。

企業内では公正採用選考人権啓発推進員（※1）が事務的な責任者として労働者の採用選考が公正なものとなるよう、取り組んでいます。また、国や地方公共団体と同様に、企業には、障害のある人の法定雇用率（※2）の達成が義務づけられています。

団体等では、人権全般やそれぞれの人権課題について、広報、研修会、講演会などを通じて県民への啓発を推進しているところもあります。

多くの企業や団体ではさまざまな立場から人権教育・啓発を推進しています。今後とも人権感覚に基づいた明るい職場づくりや社会貢献を推進する必要があります。具体的には、職場における学習の機会の増加や、研修会の実施等が挙げられます。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止等について、取り組むことが求められています。

イ 施策の方向性

これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めています。

- （ア）企業団体等を対象とした研修会等の開催（労働政策課）
 - （イ）啓発資料の配付（生活こども課）
 - （ウ）企業団体等の行う研修会等の支援（生活こども課）
-

※1 公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識のもとに、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立をめざし、常時使用する従業員の数が100人以上である事業所に、群馬労働局が選任を勧奨している。

※2 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づきそれぞれ一定割合に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならないこととされている。法定雇用率は段階的な引き上げが予定されている。

3 人権に関する深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

差別のない社会、人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人一人が人権に配慮する必要があります。そのためには、この基本計画による人権教育・啓発は、すべての人を対象に推進することが必要です。

しかし、特に、人権に関わりの深い職業に従事する人々は、厳しく人権の擁護に努めなければならないことから、次のような職業の従事者に対しては、積極的に人権教育・啓発を推進していきます。

(1) 教職員・社会教育関係者

ア 教職員

学校教育においては、教職員が児童生徒の人権意識を高める上で、重要な役割を果たしています。そのため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識をもち、人権教育・啓発に関する知識・技能を習得させることは重要です。

特に、人権教育の担当者を中心として、人権や人権問題について十分な認識を深め、人権問題を解決しようとする熱意と使命感を持って教育活動が展開できるように、研修等の充実を図ることが大切です。

また、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や技術革新等による急激な社会の変化に対応した教育の推進のため、各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動等、教育活動全体を通じて指導できるような資質の向上が望されます。

現在、教職員に対しては、各学校における日常的な研修を基本として、群馬県総合教育センターでの研修講座や、初任者、経験者、管理職、担当者等を対象とした人権教育に関する研修を通して、人権についての理解と認識を深め、指導力の向上を図っています。

さらに、人権教育推進状況調査等を実施し、各学校及び市町村の実態把握を行い、実態に即した指導を推進するとともに、さまざまな教育課題に応じた計画的・体系的な各種研修会の運営・内容の工夫を通して、教職員の資質の向上を図ります。

イ 社会教育関係者

社会教育において、社会教育主事、公民館職員などの社会教育関係職員は、社会教育を行う人々を支援する立場であり、地域における人権教育を推進する

立場にあります。地域における人権教育を充実させるためには、これら社会教育関係職員の人権教育に関する理解・認識を一層深めるとともに指導力の向上を図ることが重要です。

そのため、人権一般の普遍的視点からの取組や具体的な人権課題に即した個別的視点からの取組を推進する高い識見と幅広い知識を持ち、効果的に学習を進める手法を身に付けた指導者の養成が重要です。

そこで、指導者研修会等を実施するとともに、研修内容・方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなど工夫・改善し、指導者の資質の向上に努めます。

(2) 医療・保健福祉関係者

ア 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他医療技術者などの医療従事者は、人の生命と健康に直接かかわることから、人権意識に基づいた考え方や行動が特に求められている職業の一つです。

このため引き続き、医療従事者育成の学校や養成施設をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等関係団体に人権教育・啓発が推進されるよう働きかけるとともに、自主的な取り組みが行われるよう積極的に支援していきます。

イ 保健福祉関係者

保健師、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員その他の保健福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人、生活困窮者等の人々と直接かかわりをもっており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや個人の尊厳に対する十分な認識と配慮が必要とされています。

このため引き続き、関係団体等に、人権教育・啓発が推進されるよう働きかけるとともに、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援していきます。

(3) 警察・行政・消防職員

ア 警察職員

警察は個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の防止、公共の安全と秩序を

維持すること等を職務としており、人権とかかわりの深い活動を行っていることから、人権に配慮した公正で適切な職務遂行がすべての警察職員に対して求められています。

本県では、警察学校における採用時教養課程等において人権に関する教育を実施していますが、今後も、あらゆる機会及び場を通じての人権教育・啓発の推進に努めることとしています。

イ 行政職員

行政職員は、その業務を通じて直接または間接的に県民と深く関わりを持っていることから、常に細心の人権的配慮を心がける必要があると言えます。

現在、県職員に対しては、生活こども課、自治研修センターをはじめ関係各課において人権・同和問題、男女共同参画社会等、様々な研修を実施しています。また、市町村の職員に対しては、人権担当者研修会などの研修を通じ、人権問題全般に対する正しい理解を図っています。

今後も引き続き、職員一人一人が人権感覚を身につけ、県民の立場に立って職務を行うよう、人権研修の充実に努めるとともに、様々な機会・場を通じて人権意識の醸成に努めます。更に、職員が地域社会の一員として地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

ウ 消防職員

消防職員は、火災予防と、火災やさまざまな災害から県民の生命、身体及び財産の保護、被害を軽減することを職務としており、その活動を通じて深く私たちの日常生活と関わっているため、人権意識を持って職務を行うことが要求されています。

そこで、県消防学校において、消防教育の中で消防職員の人権意識の醸成を図ってきました。

引き続き、消防学校での人権教育・啓発を積極的に行うとともに、消防職員が、地域や各企業で開催される訓練等においても人権教育・啓発の推進に積極的な役割をになえるよう、研修内容の充実強化に努めます。

(4) マスメディア関係者

新聞やテレビ、ラジオ、雑誌などのマスメディアが社会に及ぼす影響は、あらゆる面において大変大きいものがあります。人権教育・啓発の意識の高揚にマスメディアが果たす役割は大きいことから、不適切な報道がされた場合の影響も非常に大きなものがあります。

マスメディアに従事する関係者に対しては、その活動の中で県民へ積極的に人権尊重の大切さを訴えるよう、常に人権に配慮した活動を促すとともに、差別を助長する可能性のある用語への配慮等、人権教育・啓発が自主的に取り組まれるよう促します。

4 人材の養成、カリキュラム、教材、手法の開発

人権教育・啓発を効果的に推進するために、学校、地域社会、企業・民間団体、行政機関等における人権教育・啓発を推進する指導者の養成に努めるとともに、人権教育・啓発指導者のリストを整備します。さらに、県民一人一人が人権教育・啓発の推進者として活動していただくために、研修会、講座等の開催に努めます。

また、人権教育・啓発を推進する上で、カリキュラム、教材、手法の開発は大切です。そこで、子どもの発達段階に応じた教材や教育プログラムの整備、学校や職場における人権教育・啓発のカリキュラム、手法、指導者用の教材・資材、参加（体験）型のシステムの研究・開発に努めます。

5 国、市町村、企業、関係団体、ボランティア等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国、市町村、企業、関係団体、ボランティア、N P O、マスメディアなどが緊密な連携を図りながら、一丸となって取り組んでいきます。

前橋地方法務局が中心となって、「人権啓発活動ネットワーク協議会」を設置し、国、県、市町村、人権擁護委員連合会が連携しながら県内各地で人権啓発活動を実施しており、さらなる活動の展開を図っているところです。

また、県でも、国や市町村、民間団体と連携して各人権啓発事業を実施しているところであり、今後も積極的に関係団体との連携を推進していきます。

関 連 資 料

1 世界人権宣言	5 1
2 日本国憲法（抜粋）	5 8
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	6 1
4 群馬県人権施策推進会議 設置要綱	6 3
5 群馬県人権教育・啓発推進懇談会 設置要綱	6 5
6 群馬県人権教育・啓発推進懇談会 委員名簿	6 7

世界人権宣言

1948年12月10日第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動し

なければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各國の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの國をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他國に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の

正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

平成21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

【基本的人権】

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

【自由及び権利の保持義務と公共福祉性】

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重と公共の福祉】

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界】

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

【思想及び良心の自由】

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会、結社及び表現の自由と通信の秘密の保護】

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由】

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務】

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利と受けさせる義務】

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止】

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

【基本的人権の由来特質】

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の

実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

群馬県人権施策推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し、関係部局の相互の緊密な連携・協力を確保するため「群馬県人権施策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 この推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定・推進に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な調整に関すること。
- (3) その他県の人権施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、生活こども課長とする。
- 3 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、前条に規定する者のほか、推進会議の運営上必要な者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 3 議長は、必要に応じ、一部の構成委員により推進会議を開催することができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、生活こども部生活こども課が行う。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行)

この要綱は、平成16年6月28日から施行する。

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。(多文化共生支援室長の追加ほか)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。(特別支援教育室長の追加ほか)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(議長、部・課名の変更ほか)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(委員の追加)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(課名の変更)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(部・課名の変更)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(課名の変更)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(課名の変更)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(地域包括ケア推進室長の追加)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(部・課名の変更)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)

別表第1 群馬県人権施策推進会議構成委員

議長	生活こども課長	女性、同和問題、犯罪被害者等、インターネット、性的少数者、刑を終えて出所した人たち、拉致被害者
委員	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長	外国籍の人たち
	生活こども課男女共同参画室長	女性
	児童福祉・青少年課長	インターネット（青少年関係）、こども
	介護高齢課長	高齢者
	健康長寿社会づくり推進課長	
	感染症・がん疾病対策課長	HIV感染者・ハンセン病患者等
	障害政策課長	障害のある人たち
	義務教育課長	義務教育全般
	義務教育課人権教育推進係長	人権教育全般
	高校教育課長	高校教育全般
	特別支援教育課長	特別支援教育全般
	生涯学習課長	社会教育全般
	健康体育課長	HIV感染者等
	警察本部警務部広報広聴課犯罪被害者支援室長	犯罪被害者等

群馬県人権教育・啓発推進懇談会 設置要綱

(目的)

第1条 県の人権教育・啓発の総合的・効果的な推進について、幅広く県民の意見を求めるため、「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 この懇談会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の総合的な推進及び調整に関すること。
- (3) その他県の人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 懇談会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又

は意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、生活こども部生活こども課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(任期の延長)

平成26年9月20日で任期満了となる委員については、第4条の規定にかかわらず、その任期を平成27年6月30日までとする。

(施行)

この要綱は、平成16年6月28日から施行する。

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。(多文化共生支援室長の追加ほか)

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。(課名の変更ほか)

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。(特別支援教育室長の追加ほか)

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。(議長、部・課名の変更ほか)

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。(幹事の追加)

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。(課名の変更)

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。(部・課名の変更)

この要綱は、平成26年8月 1日から施行する。(任期の延長)

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。(課名の変更)

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。(課名の変更)

この要綱は、平成28年7月 1日から施行する。(所掌事務の変更)

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。(地域包括ケア推進室長の追加)

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。(課名の変更ほか)

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。(部・課名の変更)

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。(幹事の削除ほか)

群馬県人権教育・啓発推進懇談会 委員名簿（敬称略）

人権課題の分野	委員名	職名等	推薦機関等
人権全般	◎栗原 幸正 くりはら ゆきまさ	高崎健康福祉大学 人間発達学部 子ども教育学科 学部長	生活こども課
女性問題・犯罪被害者等支援	木村 仁美 きむら ひとみ	弁護士、「Save ぐんま」運営 委員会委員	生活こども課
子ども問題	中野 江津子 なかの えつこ	群馬県里親の会 理事	児童福祉・青少年課
高齢者問題	新井 健五 あらい けんご	(一社)群馬県介護支援専門 員協会 理事	介護高齢課
障害者問題	荻野 美恵子 おぎの みえこ	公益社団法人群馬県知的障 害者福祉協会 人権倫理委員 会 委員	障害政策課
同和問題、インターネット	○加藤 勝二 かとう かつじ	(社福)視覚障害者福祉会 理事	生活こども課
外国人問題	若林 ヤスイ スエリ わかばやし やすい スエリ	NPO法人伊勢崎日本語ボ ランティア協会 理事	ぐんま暮らし・外 国人活躍推進課
医療問題（HIV 感染者、ハンセン病元患者）	川島 崇 かわしま たかし	群馬県医師会 副会長	群馬県医師会
インターネット、教職員・社会教育関係者	伊佐山 智史 いさやま さとし	みどり市教育委員会事務局 社会教育課長	群馬県都市教育長 協議会
あらゆる場（家庭）	荒木 美枝子 あらき みえこ	群馬県PTA連合会 常任理事	群馬県PTA連合会
あらゆる場（地域社会）	黒岩 孝一 くろいわ こういち	群馬県人権擁護委員連合会 啓発広報委員長	群馬県人権擁護委 員連合会
あらゆる場（企業）	江積 栄一 えづみ えいいち	(株)ぐんま東庄代表取締役 社長	(一社)群馬県経営者協会
あらゆる場（団体）	村田 智昭 むらた ともあき	群馬県農業協同組合中央会 総合企画部 部長	群馬県農業協同組合中央会
職業（医療・保健福祉関係者）	高橋 知 たかはし さとる	(社福)群馬県社会福祉協議 会 常務理事兼事務局長	(社福)群馬県社会 福祉協議会
職業（マスメディア関係者）	赤石 紀子 あかいし のりこ	(株)上毛新聞社編集局 次長	(株)上毛新聞社

所属団体等は、令和5年（2023年）7月1日現在

◎会長 ○副会長

第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画

令和6年3月発行

群馬県 生活こども部 生活こども課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL: 027-226-2906 FAX: 027-226-2100

群馬県庁ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/>